

答申第 881 号

諮問第 1563 号

件名：平成 6 年度から平成 15 年度までの学校経営案（愛知県立 A 養護学校）のうち校地・校舎の平面図の不開示（不存在）決定に関する件

答 申

1 審査会の結論

愛知県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）が、別記の開示請求に係る行政文書のうち、平成 6 年度から平成 15 年度までの学校経営案（愛知県立 A 養護学校）のうち校地・校舎の平面図（以下「本件請求対象文書」という。）について、不存在を理由として不開示としたことは妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、審査請求人が平成 29 年 6 月 21 日付けで愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号。以下「条例」という。）に基づき行った開示請求に対し、県教育委員会が同年 7 月 5 日付けで行った不開示決定の取消しを求めるというものである。

(2) 審査請求の理由

ア 審査請求書における主張

審査請求人の審査請求書における主張は、おおむね次のとおりである。

開示請求に係る行政文書は、平成 22 年 3 月までに廃棄済みとあるが、平 6～15 年度は、改修工事が部分的になされたものの大きく変わっておらず、県が保有したる記録をもとに、図面を作成し、開示することも可能であると判断されるため。

イ 反論書における主張

審査請求人の反論書における主張は、おおむね次のとおりである。

県教育委員会によると、この平 6～15 年度の「学校経営案」は、規定により、主務課長等が保存期間を 5 年としたため、既に廃棄されているとあるが、現存するかもしれない故意に、意図的に廃棄されたのではないかという疑念を抱かざるをえない。

さらに A 特別支援学校は、アスベスト含有量調査において、平成 18 年までアスベストが存在したという事実がある。

また、過去から現在においてこの学校に在籍したる児童・生徒・職員は、アスベスト被害を被ったという可能性が極めて高いことからして、迅速なる安全措置と法にのっとりた保障が急務であると判断するため、防犯上の理由を超えて優先される事案と思われる。

よって、ここに審査請求をもって開示されることを要望するものである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関の弁明書における主張は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件請求対象文書について

本件請求対象文書は、平成 6 年度から平成 15 年度までに愛知県立 A 養護学校（当時。現在の名称は愛知県立 A 特別支援学校。以下「本件学校」という。）が作成した学校経営案の中に記載されている校地・校舎の平面図であると解した。

(2) 本件請求対象文書の存否について

ア 県教育委員会では、事務の処理を適正にし、その能率的な運営を図るとともに、条例の適正かつ円滑な運用に資するため、平成 12 年度までは、愛知県教育委員会文書管理規程（昭和 49 年愛知県教育委員会訓令第 9 号。以下「旧規程」という。）において、本庁並びに地方機関及び教育機関における行政文書の管理について必要な事項を定めていた。県教育委員会の取り扱う行政文書は、旧規程第 39 条、第 72 条及び第 74 条（これらの規定を旧規程第 75 条において準用する場合を含む。）に定めるとおり、適正に整理され、保管され、又は保存されなければならない、保存年限が満了した文書は廃棄することとされている。

なお、行政文書の保存年限は、旧規程第 43 条（旧規程第 75 条において準用する場合を含む。）において、主務課長（地方機関等にあつては、主務課長等）が旧規程別表に定める保存年限区分基準に基づいて定めることとされている。

また、平成 13 年度から平成 15 年度は、愛知県教育委員会行政文書管理規程（平成 13 年愛知県教育委員会訓令第 5 号。以下「新規程」という。）において、本庁並びに地方機関及び教育機関における行政文書の管理について必要な事項を定めていた。県教育委員会の取り扱う行政文書は、新規程第 56 条、第 57 条及び第 67 条（これらの規定を新規程第 96 条において準用する場合を含む。）に定めるとおり、適正に整理され、保管され、又は保存されなければならない、保存期間が満了した文書は廃棄することとされている。

なお、行政文書の保存期間は、新規程第 61 条（新規程第 96 条において準用する場合を含む。）において、主務課長（地方機関等にあつては、主務課長等）が新規程別表に定める行政文書保存期間区分基準に基づいて定めることとされている。

イ 本件請求対象文書は、平成 6 年度から平成 15 年度までに本件学校が作成した学校経営案の中に記載されている校地・校舎の平面図である。

県立学校においては、校長が年度初めにその年度の学校経営の計画を教職員に示す目的で、各学校において学校経営案を作成している。記載内容は、教育目標、教育課程、学校組織、指導計画、現職研修、施設・設備、保護者（雇用主）・地域との連携及び部活動運営委員会、学校評価、参考資料である。そして、校地・校舎の平面図は、参考資料を構成するものである。

学校経営案は、平成5年度まで旧規程別表において「その他永年保存を必要とするもの」に該当するとして永年保存としていた。しかし、平成6年度以降は旧規程別表の「その他5年保存を必要とするもの」又は新規規程別表の「その他5年間保存する必要があると認める行政文書」に該当するとして、主務課長等が保存年限又は保存期間を5年とした。よって、請求対象文書である平成6年度から平成15年度までの学校経営案については、保存年限又は保存期間が満了したことから、既に廃棄されている。

念のため、本件学校において請求対象文書を探索したが、やはり存在しなかった。

ウ 審査請求人の主張について

審査請求人は「県が保有したる記録をもとに、図面を作成し、開示することも可能である」と主張しているが、開示請求権はあるがままの形で行政文書を開示することを求める権利であり、新たに行政文書を作成する義務はないものとする。

4 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的考え方

条例第5条に規定されているとおり、何人も行政文書の開示を請求する権利が保障されているが、開示請求権が認められるためには、実施機関が行政文書を管理し、当該文書が存在することが前提となる。

当審査会は、行政文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人のそれぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について、以下判断するものである。

(2) 本件請求対象文書について

本件開示請求書には「行政文書の名称その他開示請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄に「以下の学校の「学校経営案」にけいさいされてある。教室配置図（特別教室等も含む）」と記載されていた。

当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、学校経営案には、教室の配置等建物内部の状況が把握できる校地・校舎の平面図を添付することとしているとのことである。よって、平成6年度から平成15年度においても学校経営案に校地・校舎の平面図が添付されていたものと考えられ

る。したがって、本件請求対象文書は、本件学校の平成6年度から平成15年度までの学校経営案のうち校地・校舎の平面図であると解される。

なお、当審査会において実施機関から説明を聴取したところ、平成5年度のものについては別途不開示決定を行っているとのことであり、本件請求対象文書はそれを除いた平成6年度から平成15年度までのものに限られるものである。

(3) 本件請求対象文書の存否について

当審査会において旧規程及び新規程を見分したところ、その内容については前記3(2)アにおいて実施機関が説明するとおりであることが認められた。また、実施機関から提出された県立学校における文書管理の通知に係る文書を見分したところ、平成6年3月に学校経営案の保存年限を永年から5年とする旨の通知があったことが認められたため、平成6年度以降は、本件学校においても学校経営案の保存年限を5年保存と改正したものと推察される。したがって、本件請求対象文書のうち最も新しい平成15年度の学校経営案であっても5年後の平成20年度を経過した時点で廃棄されることになるため、実施機関の本件請求対象文書は既に廃棄されたという主張に不自然、不合理な点があるとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、その他種々主張しているが、本件請求対象文書の存否については、前記(3)において述べたとおりであることから、審査請求人のその他の主張は、当審査会の判断に影響を及ぼすものではない。

(5) まとめ

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

別記

以下の学校の「学校経営案」にけいさいされてある。教室配置図（特別教室等も含む）のコピーを開示してください。

②A 特別支援学校

（平5～15年度）のもの

以上のように、各年度ごとの教室配置図を開示ねがいます。

(審査会の処理経過)

年 月 日	内 容
30. 6. 12	諮問（弁明書の写しを添付）
30. 6. 29	審査請求人からの反論書の写しを実施機関から受理
30. 7. 20 (第 553 回審査会)	実施機関職員から不開示理由等を聴取
30. 9. 27 (第 557 回審査会)	審議
30. 10. 23 (第 559 回審査会)	審議
30. 11. 20	答申